

貸出用

人口問題研究所

研究資料第二〇號

昭和二十三年十月一日

年令別子女扶養費に就いて

第三次育兒費調査の結果に関する研究

厚生省 人口問題研究所

はしかり

人口の年令別消費へ乃至再生産費用に就いては古典的なエンゲルやアソトワオトワール等の研究等があるが、これに孰れも人間の肉体的成長に伴つて必要とされる消費の量をケット（糧） *Calorimeter* (*Calorimeters*) やカロリー等の一種の物理的尺度に依り測定するものである。この種の純理論的測定は人口の消費を測定するために不可欠の一つの基本的な尺度を提供するものであつて、特に所謂最低生活水準の測定にとつて大々べからざるものであるが、然し、社会的、文化的な諸条件に制約された現実の生活水準を把握するには更に社会経済的な観察からする調査が必要である。

この調査はこの種を目的の一端を採たすもので、貨幣價值で表はされた子女扶養費用の推移を扶養者の所得及び支出との関係において観察することを目的とするものである。特に、ここで得る子女の年令別生長に伴うその変化を計数的に捉へ、社会経済的な諸条件の上下に於ける人口の再生産費用の実態を明らかにし、兼ねて、この問題に關する一応の基準の策定に資するものとするものである。

ここで利用した第三級育兒費調査は全国の代表的地域における中等学校の教官中満十七歳以下の子女をもつ者、世帯を選んでその対象としたので、概ね中流知識階級層を対象としたものである。

而して、本系調査前に述べた趣旨に從つて右調査結果から、特に一子世帯のみを抽出し

と、これと年令別に分類したものである。そして、その該當調査業数は、總数約千二百中

ニニルにして、子女年令別の世帯の分布は次の通りである。

子女年令	世帯数
0才	49
1才	50
2才	34
3才	13
4才	13
5才	4
6才	6
7才	8
8才	5
9才	10
10才	4
11才	6
12才	5
13才	3
14才	2
15才	6
16才	5
17才	2
計	229

右の如く、各才別世帯の事例数が少く、又、其の觀察期間が昭和十九年十一月の最時中の僅か一月間に過ぎないため、例へば、子女の衣服費の如きは第一表の十一月の世帯においては零と成つてゐる如く、ある程度の不規則さは免か不得なり。

第一 育児費は子女の成長に従つて如何に変化するか

最初に、世帯の他の費用と切り離し、純育児費と考へらるるものか子女の成長するに従つて如何に変化するかを内訳別に觀察する。

先づ、各才別育児費の内訳は第一表の示す如くである。(但し、本表における子女の食費は、零才を除いて、世帯の食費中に計上されてゐて、その育児費中には含まれてゐない)

第1表 年令別育児費内訳

年令	牛乳代 円	肉食代 円	玩具代 円	保育費 円	園遊費 円	衣料費 円	身体代 円	教育費 円	其他 円	計 円
0才	5.27	2.25	1.23	2.26	5.10	1.66	3.32	2.09	2.16	30.37
1才	3.07	3.04	2.36	5.05	4.67	5.93	2.72	4.77	4.04	22.98
2才	2.07	4.51	2.51	1.62	5.33	5.37	2.34	4.71	2.29	26.51
3才	1.00	4.67	3.00	1.55	7.14	2.42	5.55	1.25	2.66	20.83
4才	1.67	3.73	2.71	1.33	4.73	3.20	2.92	3.76	-	20.14
5才	1.87	2.71	1.68	0.99	0.83	1.50	1.04	2.12	0.50	12.87
6才	3.44	5.43	2.13	2.95	12.37	5.66	4.13	5.25	-	40.42
7才	1.53	4.03	0.46	0.91	3.07	6.13	1.61	1.14	-	17.76
8才	-	3.83	0.53	2.11	3.14	4.50	2.23	2.65	0.50	21.53
9才	1.52	2.76	0.57	0.82	1.12	0.60	1.93	0.72	0.59	12.97
10才	0.87	3.23	0.44	1.30	6.71	5.78	2.62	1.59	-	23.57
11才	0.47	2.69	0.32	0.94	0.38	-	3.59	2.50	0.01	10.54
12才	.96	1.69	0.56	1.70	1.57	3.27	3.33	3.26	0.77	21.54
13才	0.80	1.40	0.20	3.02	1.38	4.33	1.52	3.77	1.70	23.63
14才	4.00	4.45	-	4.43	4.43	7.72	3.43	17.33	2.53	43.68
15才	0.64	4.06	-	0.52	3.36	5.50	13.22	8.44	1.54	37.55
16才	0.18	1.67	-	1.37	0.99	42.31	12.15	6.75	1.25	67.17
17才	0.20	0.20	0.20	1.95	5.60	12.47	8.53	20.30	2.60	62.66

本表によつて見ても、極めて不規則ではあるが、子女の年令的成長に伴う育児費内容の变化は、例へば、牛乳代、肉食代等の進減、教育費等の進増等の傾向の中に観取されるが、更に注意を惹くことは各才別の育児費の傾向に抑揚があることである。例へば、零才、六才前後、十三才前後に急激な増加の傾向が観取される。次に、この傾向を考慮して、乳兒（零才）、幼兒（一才―五才）、児童（六才―十二才）及び生徒（十三才―十七才）といふヨリ社会的な成長過程に集約分類してみると第二表の如き結果をうる。

第2表 乳幼児學童健康調査結果

	牛乳代			開食代			玩具代		
	男	女	平均	男	女	平均	男	女	平均
0才	5.48	4.35	5.47	0.71	3.51	2.25	2.44	0.24	1.28
1才 - 5才	1.78	2.54	2.15	2.72	5.11	3.90	2.30	2.59	2.14
6才 - 12才	1.78	2.64	2.33	3.23	4.77	4.21	1.15	0.22	0.78
13才 - 17才	1.37	0.19	0.87	2.61	1.77	2.25	0.07	0.09	0.08

	保健費			医療費			水料費		
	男	女	平均	男	女	平均	男	女	平均
0才	1.16	3.15	2.26	9.92	1.17	5.10	12.05	11.15	11.44
1才 - 5才	1.35	1.21	1.21	3.07	3.72	4.74	3.33	4.67	5.47
6才 - 12才	1.68	1.67	1.67	6.12	2.77	4.34	5.25	4.92	5.12
13才 - 17才	2.11	2.04	2.04	2.35	3.27	3.03	7.15	13.15	17.65

	身用品代			文具代			其他		
	男	女	平均	男	女	平均	男	女	平均
0才	3.27	2.36	3.22		0.17	0.29		0.20	0.11
1才 - 5才	2.03	3.93	2.99	0.29	1.24	0.76	0.03	0.47	0.23
6才 - 12才	3.14	2.22	2.82	3.77	3.15	3.66	0.22	1.12	0.65
13才 - 17才	4.02	1.82	3.89	11.62	13.07	12.76	2.35	4.77	2.5

	合計		
	男	女	平均
0才	35.13	26.51	34.27
1才 - 5才	18.94	29.55	24.15
6才 - 12才	27.38	21.55	25.25
13才 - 17才	40.84	16.16	48.60

第3表 子女の年齢別育児費(単位)

年齢	世帯除費	子供の割合	子供の食費	育児費	子供の食費+育児費
0才				30.27	30.27
1	52.63	2.1	617	22.78	24.88
2	52.17	2.2	722	25.51	27.73
3	56.65	2.3	911	30.83	40.27
4	47.45	2.4	841	21.14	29.55
5	46.37	2.5	821	17.87	26.58
6	50.92	2.6	1202	40.42	52.44
7	57.77	2.7	1250	19.76	39.26
8	46.63	2.8	824	21.53	30.34
9	64.21	2.9	1452	19.47	39.99
10	37.71	3.0	904	22.57	29.63
11	53.65	3.1	1310	16.54	29.84
12	57.97	3.2	1314	31.50	44.64
13	43.55	3.3	1207	28.62	41.32
14	73.87	3.4	1772	42.02	68.00
15	37.44	3.5	1040	37.55	47.95
16	59.77	3.6	1707	57.17	84.21
17	35.30	3.7	1036	62.06	72.42

即ち、育児費内容の推移傾向はより明確に観取せられる。又、男女別に観ると性別による消費内容の相違が観取せられる。

最後に、總育児費の年齢別の推移傾向は、前に述べた如き理由から、一才以上の子女の食費を加算した年齢別育児費を示せば第3表の如くである。この子女の食費の計算は、上エングラのケントに依つた。又、際寸に於いては食費として牛乳代を母乳代等が加はる筈であるから、之等は計算に入らない。

前段に於いて観察された年齢別育児費における推移と特殊な抑揚傾向は、本表において特にヨリ明確に観取せられる。なお、この表から右の平均的関係を観るために、年齢(x)の増加に対し、育児費(y)の増加の関係を、この関係が一次函数で進むと假定して、回歸方程式で表はすと

$$y = 0.72x + 0.072x^2$$

となる。(附表1参照)。

又、その相関係数を計算するとの目的である（附表2）。以下の回帰方程式では相関係数の計算は略する。

第二、右の育児費は扶養者の所得及び一般生計費と如何なる関係にあるか、右に似た様に育児費そのものは立として子供の自然的（生理的）な成長と共に普及せざるを得ないものであるか、他方、この増加支出を制約する社会経済的な様、即ち、所とか一般生活水準、とかが如何なるもので、次にこの様と育児費が如何なる関係に立つかをみよ。

先づ、子女の年令別に於て世帯の所得及び一般生計費内訳を示せば第四表の如くである又之を乳児、幼児、学童、生徒別に集約分類すれば第五表の1の如く、上段の計算例に従ひ（註）、右の育児費に子女の食費を加算し、従つて世帯の食費からそれ相当額を控除して示すと第五表の2の如くである。左は、第五表において、比較の便宜上、相対数を示す。又、無子世帯の所得を示す。

註、且、各分類別に於て、平均年齢のネットと、幼児には三月のネット数値、学童には五月のそれ、生徒には十五歳のそれ、とつた。

第4表 世帯の月別世帯の所得及び生活費

世帯別	所得 (平均月額)	総支出	食費	住居費	光熱費	被服費	育児及 他の諸費
0	144.17	137.57	47.82	17.56	11.31	23.88	35.00
1	142.43	128.00	42.63	17.80	10.39	13.75	33.43
2	162.89	132.71	50.17	20.22	11.84	12.93	37.75
3	217.57	197.16	56.65	22.57	8.83	23.03	60.58
4	170.33	127.22	47.45	17.92	17.02	11.35	28.51
5	152.35	126.57	46.57	7.55	16.14	3.97	58.56
6	204.57	177.76	60.36	24.32	70.00	23.53	47.01
7	137.64	110.44	57.77	12.84	5.29	12.34	21.40
8	203.83	122.29	43.82	17.93	9.04	9.21	43.47
9	122.75	122.45	44.26	12.71	11.10	40.5	30.13
10	162.84	105.31	24.91	9.44	13.70	19.21	39.05
11	237.70	150.60	53.65	24.57	7.79	12.40	52.19
12	187.31	144.68	51.77	16.45	10.66	21.24	47.74
13	242.10	142.47	50.5	22.15	11.73	22.00	38.1
14	152.35	105.31	24.91	9.44	13.70	19.21	39.05
15	152.35	105.31	24.91	9.44	13.70	19.21	39.05
16	215.53	242.6	83.77	14.42	17.94	69.09	75.80
17	241.40	230.47	75.30	32.10	7.63	23.46	125.97
(無子)	152.35	105.31	24.91	9.44	13.70	19.21	39.05

第5表の1 世帯の乳幼児学童生徒別生活費

	食費	住居費	光熱費	被服費	育児及 他の諸費	合計
	円	円	円	円	円	円
0	47.82	17.56	11.31	23.88	35.00	137.57
1-5	47.16	13.71	11.66	17.85	40.14	135.66
6-12	49.41	10.36	10.39	15.39	42.14	135.69
13-17	48.5	21.74	13.31	34.24	73.70	196.51
(無子世帯)	43.93	19.36	12.35	13.20	46.10	136.04

第5表の2 世帯の乳幼児、学童、生徒別生計費

	親の食費 円	住居費 円	光熱費 円	被服費 円	其の他 円	計 円	育児費 円	合計 円
0才	47.82	19.56	11.31	23.88	44.3	107.30	30.27	137.57
1-5才	39.27	18.91	11.60	17.85	15.99	103.62	32.02	135.64
6-12才	38.24	18.36	10.39	15.37	17.07	99.47	36.22	135.69
13-17才	35.28	21.74	13.31	34.24	30.10	134.67	62.07	196.74
(母子世帯)	43.93	19.86	12.35	13.80	46.00	136.00		136.00
(平均)			12.1%			(106.17)	(35.96)	(142.13)
0才	34.8	14.2	8.2	17.6	34	78.0	22.0	100.0
1-5	29.0	14.0	8.7	12.2	11.5	75.4	23.6	100.0
6-12	28.2	13.5	7.7	11.3	12.5	73.2	26.8	100.0
13-17	18.0	11.0	6.3	17.1	15.4	68.3	31.7	100.0
(親子世帯)	23.3	14.6	7.8	10.1	33.2			100.0
(平均)						(75.0)	(25.0)	(100.0)

	食費 円	世帯の食費 %	ネット食費 円
母子世帯	43.93	6.5	26.3
0才	47.82	7.5	6.38
1-5才	47.16	7.8	6.04
6-12才	49.41	8.4	5.82
13-17才	42.52	9.0	5.37

先づ、育児費以外の生計費目の配分関係を示す。第五表の2に依ると、被服費は最も角、食費、住居費、光熱費の所謂基本的生計費は相対的に十分論、絶対的に若干増加を示さず、食費の減少、極めて明瞭かつ規則的に減少傾向を示している。今、支出の所得弾力性の最も小さいものは、食費について、第五表の上から、ネット食費を算出してみると左表の如く示す如くである。

即ち、ケット当食費は母子世帯が最大で、子女の年令の増加と共に低下し、生徒をもつ世帯が最小である。なお、零年の乳児世帯の食費の高いことは、第五表の2からわかるのであるが、注目すべき現象である。

二の様は基本的生計水準は子女の年令が違ふに依り寧ろ低下してゐると考へられる。然し、他方において、第五表の2で見ると消費慣習では、其の他の費目は若干増加してゐるので、育児費以外の支出は全体として若干増加する。

この平均の関係を第四表から、前の如く四端方程式で見ると次の如くである。(所表 3)

$$K = C_1 + C_2 + C_3$$

但し、 K は育児費以外の其の他の支出とする。

なお、乳児、幼児、児童、生徒別の支出内訳を第五表の2に依りてみるに、学童の世帯に於いては育児費以外の支出が絶対的に相対的に平均へ向つて四十元と七五%以下となつてゐることに注意が持たせらるべきである。(この点については後付グラフ参照)

次に、總支出の増加傾向をみるに、第五表の2によれば、前を分る様に育児費は絶対的に相対的に増加するものであるが、育児費以外の支出は殆んど増加せず、基本的生計費の地味に若干の低下を示してゐるので、總支出は初めの数年間、つまり、乳幼児学童の教育間は殆ど同一水準に止つてゐるが、生徒に達すると急激な増加を示してゐる。

以上、この平均の関係をみるために、前と同様に、總支出を X として第四表から四端方程式を作らう。

$$R = 0.81 + 0.0325X$$

となる。(附表4)

即ち、育児費は一年につき0.074單位進むが、育児費以外の支出は0.0128單位進むに過ぎないので、總支出の進み方はこの二者の中間(0.04315)にある。而して、總支出は一年につき0.0525單位増すに過ぎないので、對し育児費は一年につき0.074單位増すので、数年後には、ついで、子女が学童に達する頃には前にかた如く世帯の基本的生計水準の切り下げを命ぜらるゝことになる(これはグラフ参照)。更に、總支出の増加率は右の如くであること(これを略すべき所得(平均月収)の増加率は如何であろうか。

その平均の關係をうるために、前と同様にこの回歸方程式を算術表から作ると

$$Y = 0.03 + 0.0022X$$

となる。(附表5)。但し、所得とをとする。

即ち、總支出は前にかた如く一年につき、0.0525單位の割合で進むのであるが、これを略すべき所得の増加率は0.0022單位に過ぎないこととなる。

最後に、以上の四つの方程式の關係を次の如くである。

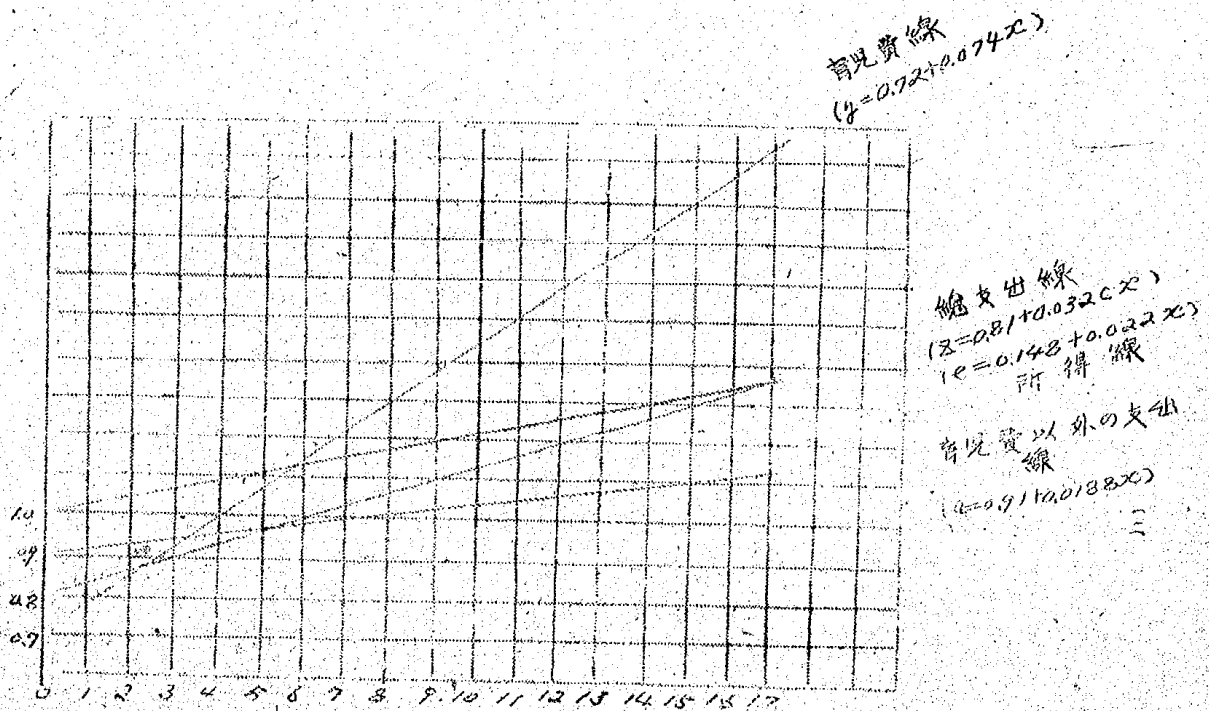
先づ、この所得乃至支出の截片は統一グラフで、年令、性質、トグラフであるから、この關係は幾何學的に表現すれば直交坐標系の第一象限のみに對してある。従つて、年令

所得又は支出との比は、年令が増加するに従つて減少し、且つ、その截片の大きいは、
程より多く減少する。即ち、此処では年令に対する所得の増加率の減少が最も大きく、育
児費のそれがいち最も小さい。(その証明は註参照)。

次に、この四つの直線の關係を圖示すれば次圖の如くである。(但し、育児費は總支出
の平均四分の一に、育児費以外の支出は平均四分の三に、關係してゐる(第五表の2)。

即ち支出の關係では、乳幼児は凡そ基本的
 生計水準の低下を来たさずに育児費を賄つてい
 る。又、所得と總支出とは乳幼児とは相当な余
 裕（ surplus ）が見られるが、子女の年齢が進むと
 夫に漸く余裕が小さくなり、十七才の子女と
 つまみ育児費の増加は、先づこの余裕への食ひ
 込みになり、更に基本的生計水準の圧迫に依り
 漸はれていくことになる。

子女の年齢と所得及支出の關係線図



註：今、直線式 $y = ax + b$ とす。但し、 a は年令、 b は所得乃至支出とする。

両辺を x で除すると $\frac{y}{x} = \frac{ax}{x} + \frac{b}{x}$

今、 $\frac{y}{x} = Z$ とおけば $Z = \frac{ax}{x} + \frac{b}{x}$

従ふすれば、 $\frac{dy}{dx} = \frac{-a}{x^2}$

次に $a_1 > a_2$ として、 a の微分を求めれば

$$\frac{da_1}{dx} = \frac{-a_1}{x^2} \quad / \quad \frac{da_2}{dx} = \frac{-a_2}{x^2}$$

$$a_1 > a_2 \text{ であるから } \frac{-a_1}{x^2} < \frac{-a_2}{x^2}$$

故に $\frac{da_1}{dx} < \frac{da_2}{dx}$

附表 1

X	$Y_{\text{同次}}$	x	y	x^2	xy
0.1	30.27	1	1.00	1	1.00
1 "	28.95	2	0.96	4	1.90
2 "	33.33	3	1.10	9	3.30
3 "	40.27	4	1.34	16	5.32
4 "	29.55	5	0.99	25	4.90
5 "	26.68	6	0.89	36	5.28
6 "	52.44	7	1.74	49	12.11
7 "	31.96	8	1.50	64	12.00
8 "	30.34	9	1.00	81	9.00
9 "	31.99	10	1.50	100	15.00
10 "	29.63	11	0.89	121	9.68
11 "	26.60	12	0.79	144	9.36
12 "	44.64	13	1.48	169	19.11
13 "	41.32	14	1.37	196	19.04
14 "	68.00	15	2.24	225	33.60
15 "	47.95	16	1.59	256	25.28
16 "	84.24	17	2.79	289	47.26
17 "	72.42	18	2.40	324	43.02
		171	25.57	2109	277.56

附本 2.

X	Y	x (X-Mx)	y (Y-My)	x ²	y ²	xy
1	1.00	-8.5	-0.42	72.25	0.176	+3.57
2	0.96	-7.5	-0.6	56.25	0.211	+3.45
3	1.10	-6.5	-0.32	42.25	0.102	+2.03
4	1.30	-5.5	-0.08	30.25	0.064	+0.44
5	0.99	-4.5	-0.43	20.25	0.184	+1.93
6	0.89	-3.5	-0.53	12.25	0.280	+1.85
7	1.74	-2.5	+0.32	6.25	0.102	+0.8
8	1.50	-1.5	+0.03	2.25	0.064	-0.12
9	1.00	-0.5	-0.42	0.25	0.176	+0.21
10	1.50	+0.5	+0.08	0.25	0.064	+0.04
11	0.89	+1.5	-0.53	2.25	0.280	-0.775
12	0.99	+2.5	-0.63	6.25	0.397	-1.575
13	1.48	+3.5	+0.06	12.25	0.036	+0.21
14	1.97	+4.5	-0.05	20.25	0.025	-0.22
15	2.20	+5.5	+0.32	30.25	0.672	+4.51
16	1.59	+6.5	+0.17	42.25	0.289	+1.005
17	2.79	+7.5	+1.37	56.25	1.877	+10.275
18	2.40	+8.5	+0.93	72.25	0.910	+8.33
$\Sigma X = 95$	$\Sigma Y = 14.2$	-	-	424	5.96	+36

附表 3 育兒費以外の支出線

總支出	育兒費 (4 家族)	其他の支出	12	20	2	211
137.57	30.27	107.30	100	1	1	100
122.00	23.95	98.05	0.92	2	4	1.84
133.91	33.33	100.58	0.94	3	7	2.82
177.66	40.27	137.39	1.28	4	16	5.12
123.63	29.55	94.08	0.88	5	25	4.40
126.59	26.68	99.91	0.93	6	36	5.58
177.46	52.44	125.02	1.17	7	49	8.19
110.44	31.96	78.48	0.94	8	64	5.92
122.27	30.34	91.93	0.86	7	31	3.74
122.45	31.99	90.46	0.84	10	100	8.40
105.01	27.67	77.34	0.70	11	121	7.70
150.60	27.64	122.96	1.18	12	144	14.16
144.23	44.66	99.57	0.93	13	169	12.09
142.07	41.31	100.76	0.95	14	196	13.30
207.07	60.00	147.07	1.28	15	225	18.90
163.97	47.95	116.02	1.13	16	256	18.08
242.03	34.24	207.79	1.97	17	289	24.99
230.49	72.42	158.07	1.47	18	324	26.46
			18.65	171	2109	36.67

附表 4 總支出線

x	Σ	x ²	xΣ
1	1.00	1	1.00
2	0.93	4	1.86
3	0.88	9	2.94
4	1.20	16	5.20
5	0.80	25	4.80
6	0.92	36	5.52
7	1.30	49	9.10
8	0.80	64	6.40
9	0.70	81	6.30
10	0.80	100	8.00
11	0.79	121	8.69
12	1.09	144	13.08
13	1.05	169	13.65
14	1.03	196	14.42
15	1.49	225	22.15
16	1.24	256	19.84
17	1.46	289	24.82
18	1.74	324	31.32
171	20.12	2107	206.87

附表 5

所得線

年令 X	所得 s	e	X ²	X e
1	144	1.00		1.00
2	144	1.00		2.00
3	167	1.13		3.39
4	220	1.53		6.12
5	170	1.18		5.90
6	154	1.07		6.42
7	202	1.40		9.80
8	125	1.31		10.48
9	207	1.45		13.05
10	127	1.35		13.50
11	167	1.12		12.32
12	200	2.00		24.00
13	162	1.16		15.08
14	202	1.40		17.60
15	196	1.35		25.35
16	180	1.11		17.76
17	216	1.50		25.50
18	241	1.07		30.06
171		2223		3107